

# 香川県報



第 100 号

平成 16 年

12月17日(金曜日)

## 目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

### 規 則

●香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

（環境・水政策課）

一

●香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

（環境・水政策課）

一

●高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則

（都市計画課）

二

### 告 示

○漁船損害等補償法の規定による付保義務の同意を求めるための届出（四件）

（水産課）

三

○道路の区域変更

（道路保全課）

三

○道路の区域変更及び供用開始

（道路保全課）

三

○道路の供用開始（三件）

（道路保全課）

四

○道路の位置指定（二件）

（建築課）

五

### 公 告

○特定非営利活動法人の設立の認証の申請（二件）

（県民参画課）

六

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

六

○土地改良事業の認可（二件）

（土地改良課）

六

○土地改良事業の同意

（土地改良課）

七

○土地改良区の定款の変更の認可

（土地改良課）

七

○土地改良区の定款の変更の認可

（土地改良課）

七

○開発行為に関する工事の完了

（建築課）

七

○開発行為に関する工事（公共施設）の完了

（建築課）

七

### 議 会 告 示

- 香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程
- 香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程
- 選挙管理委員会告示
- 漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数

一〇八

## 規 則

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第八十九号

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

香川県自然海浜保全条例の一部を改正する条例（平成十六年香川県条例第五十号）の施行期日は、平成十六年十二月十七日とする。

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

### 香川県規則第九十号

香川県自然海浜保全条例施行規則の一部を改正する規則

香川県自然海浜保全条例施行規則（昭和五十五年香川県規則第八十四号）の一部を次のように改正する。

第七条第十五号を次のように改める。

十五 都市緑地法（昭和四十八年法律第七十二号）第八条第一項の規定による届出及び

同条第七項の規定による通知並びに同法第十四条第一項の規定による許可及び同条第

八項の規定による協議

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第九十一号

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則の一部を改正する規則

高松広域都市計画事業高松港頭土地区画整理事業の保留地の処分に関する規則(平成八年香川県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

(随意契約の公告)

第二十四条の二 知事は、第二十三条第五号又は第六号に該当する場合で随意契約により保留地を処分しようとするときは、次に掲げる事項を公告するものとする。

一 処分する保留地の位置及び地積

二 処分する保留地の買受けの申出ができる期間

三 随意契約の相手方の資格に関する事項

四 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第二十六条の見出し中「決定通知」を「決定」に改め、同条中「相手方が」を「相手方を」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

知事は、随意契約の相手方を決定するときは、事業について知識を有し、かつ、施行地区の土地について利害関係を有しない者の意見を聴くものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第八百二十号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで内海町漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

小豆郡内海町苗羽甲四番地一

小豆郡内海町田浦甲四一八番地

小豆郡内海町西村甲二六六番地二

二 加入区の名称

内海加入区

三 漁船損害等補償法第一百三十一条の申出をする漁業協同組合の名称

内海町漁業協同組合

●香川県告示第八百二十一号

漁船損害等補償法施行令(昭和二十七年政令第六十八号)第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第一百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで下笠居漁業協同組合において縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名

高松市生島町一八二番地三号

高松市亀水町三三六番地

高松市亀水町三〇四番地二号

二 加入区の名称

下笠居加入区

三 漁船損害等補償法第一百三十一条の申出をする漁業協同組合の名称

下笠居漁業協同組合

●香川県告示第八百二十二号

漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで西詫間漁業協同組合において縦覧に供する。  
平成十六年十二月十七日

一 発起人の住所及び氏名  
香川県知事 真 鍋 武 紀

三豊郡詫間町大字大浜乙一五一番地一五 大坪 政行  
三豊郡詫間町大字大浜甲二三一三番地 山下 隆  
三豊郡詫間町大字大浜甲三六三番地 菅 恒清

二 加入区の名称  
大浜加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
西詫間漁業協同組合

●香川県告示第八百二十三号  
漁船損害等補償法施行令（昭和二十七年政令第六十八号）第五条第一項の規定により、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第百十二条第一項の規定による同意を求めため次のとおり届出があった。

その指定漁船調書を平成十六年十二月十七日から同月三十一日まで西かがわ漁業協同組合において縦覧に供する。  
平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 発起人の住所及び氏名  
三豊郡大野原町大字花稲五六七番地四二 合田 宏  
三豊郡大野原町大字花稲七三六番地 一方隅 毅  
三豊郡大野原町大字花稲九二二番地二 一方隅 長太郎  
二 加入区の名称  
花稲加入区

三 漁船損害等補償法第百十三条第一項の申出をする漁業協同組合の名称  
西かがわ漁業協同組合  
●香川県告示第八百二十四号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、同項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 国道（一般）  
二 路線名 百九十三号  
三 道路の区域

区 間	変 更		延 長	備 考
	前	後		
香川郡塩江町大字安原上東字塩之江三八三番七地先から 香川郡塩江町大字安原上東字塩之江三九〇番一地先まで	八・七 九・三	一〇・八 一一・四	三九	交通安全施設工事による歩道の整備

●香川県告示第八百二十五号  
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき道路の区域を次のように変更し、併せて同条第二項の規定に基づき新たに道路の区域となった道路の部分の供用を開始するので、同条第一項及び第二項の規定に基づき告示する。  
その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。  
平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道（一般）

二 路線名 三都港平木線(二百五十号)  
三 道路の区域

区 間	変 更		備 考
	前後別	(メートル)	
小豆郡池田町大字蒲野二三二四番 一 地先から	前	三三・八	地方特定道 路整備工事 による現道 拡幅
	後	五〇・七	
小豆郡池田町大字蒲野二三二二番 一 地先まで	前	三四・六	七 八
	後	五六・八	

四 供用開始の期日 平成十六年十二月二十日

●香川県告示第八百二十六号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)  
二 路線名 丸亀詫間豊浜線(二十一号)  
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡多度津町本通二丁目甲六四〇番一 地先から	一五・〇	二〇七	平成十五年 香川県告示 第四百五十 七号で変更 した区域
仲多度郡多度津町本通二丁目六六四番一 地先まで	一八・四		

四 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

●香川県告示第八百二十七号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(主要地方道)  
二 路線名 込野観音寺線(六号)  
三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
三豊郡山本町大字河内字山の神二三六一番 一 地先から	一三・〇	一一五	平成十二年 香川県告示 第四百四十 九号で変更 した区域の 一部
三豊郡山本町大字河内字山の神二三六一番 六 地先まで	二〇・八		

四 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

●香川県告示第八百二十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十二月十七日から平成十七年一月七日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 道路の種類 県道(一般)  
二 路線名 屋形崎小江湖崎線(二百五十三号)

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
小豆郡土庄町馬越字元目甲三八八番一地从 から	八・〇		平成六年香 川県告示第 四百四十二 号で変更し た区域の一 部
小豆郡土庄町馬越字元目甲三九八番一地从 まで	八・三	五二	
小豆郡土庄町馬越字丸山甲四七三番四地从 から	一〇・〇		
小豆郡土庄町馬越字丸山甲四八一番六地从 まで	二二・〇	一〇八	

四 供用開始の期日 平成十六年十二月十七日

●香川県告示第八百二十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。  
平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 長土指道 第十四号
- 二 指 定 年 月 日 平成十六年十二月三日
- 三 指 定 道 路 の 位 置 さぬき市志度字塩屋二一七三一及び二一七三一一
- 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 六・〇メートル  
延長 五三・一九メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

●香川県告示第八百三十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 指 定 番 号 長土指道 第十五号
  - 二 指 定 年 月 日 平成十六年十二月三日
  - 三 指 定 道 路 の 位 置 さぬき市志度字珠橋四一八―一から四一八―四及び五三四七―二
  - 四 指 定 道 路 の 幅 員 と そ の 延 長 幅員 四・七六メートル  
延長 一〇〇・五七メートル
- 関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県長尾土木事務所総務課において閲覧に供する。

公 告

●香川県公告第五百九十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。  
なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月六日まで縦覧に供する。  
平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 申 請 の あ っ た 年 月 日 平成十六年十二月二日
- 二 申 請 に 係 る 特 定 非 営 利 活 動 法 人 の 名 称 、 代 表 者 の 氏 名 及 び 主 たる 事 務 所 の 所 在 地 特定非営利活動法人オリーブ  
大浦 恭敬  
坂出市富士見町一丁目六番五号
- 三 定 款 に 記 載 さ れ た 目 的 この法人は、スポーツ普及のための指導者派遣、スポーツ教室の運営及びスポーツイベントの開催などに関する事業を行い、子どもから高齢者に至るまでのスポーツの振興、子どもの健全育成及び地域の活性化の向上に寄与する事を目的とする。

●香川県公告第六百号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。なお、関係書類は、香川県政策部県民参画課に備え置き、平成十七年二月八日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 申請のあった年月日  
平成十六年十二月六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地  
特定非営利活動法人日本エイジウォーキング協会  
川北 文雄

東かがわ市三本松一三七四番地四

三 定款に記載された目的

この法人は、市民に対して、エイジウォーキングに関する事業を行い、健康の保持及び増進に寄与することを目的とする。

●香川県公告第六百一号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月六日適当と決定した。

その関係書類を当該下欄に掲げる場所において平成十七年一月四日から同月二十四日まで縦覧に供する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名	縦覧場所
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業中原地区	高松市産業部土地改良課
〃	単独県費補助土地改良事業中原南地区	〃

〃	単独県費補助土地改良事業奈良谷池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業浦山地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中神内池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業低池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業下鯨越地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業本村東地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業松尾郷地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業一の井中原地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業池田本村地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業下代吸込池地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業大石地区	〃
〃	単独県費補助土地改良事業中原北地区	〃
高松市川島土地改良区	単独県費補助土地改良事業上金法寺池地区	〃

●香川県公告第六百二号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市木太土地改良区が土地改良事業(単独県費補助土地改良事業中天河区)を行うことについて平成十六年十二月六日認可した。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる土地改良区が当該下欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成十六年十二月七日認可した。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

土地改良区名	土地改良事業名
観音寺市木之郷町 土地改良区	単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）川間四号地区
三豊郡財田町土地 改良区	単独県費補助土地改良事業（水路補修事業）入樋地区

●香川県公告第六百四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定により、仁尾町が（単独県費補助土地改良事業（水路改修事業（古江地区））を行うことについて平成十六年十二月七日同意した。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、香川町南部土地改良区の定款の変更を平成十六年十二月三日認可した。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第六百六号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市津森町字菰池八三三―一三、八三五―一五、八三五―一七、八四〇―一二、八四〇―一三、八四〇―一四、八四〇―一五、八四〇―一六、八四一―一、八四一―二、八四一―三、八四一―四、八四一―五及び同地先農道・水路

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市今津町三九二―一一

秋山 善太郎

丸亀市塩屋町三丁目―一二〇

中山 典俊

丸亀市柞原町五八一―一

山本醸造有限会社 代表取締役 山本一則

●香川県公告第六百七号

次の開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十六年十二月十七日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

丸亀市津森町字菰池八三三―一三、八三五―一五、八三五―一七、八四〇―一二、八四〇―一三、八四〇―一四、八四〇―一五、八四〇―一六、八四一―一、八四一―二、八四一―三、八四一―四、八四一―五及び同地先農道・水路

二 工事を完了した公共施設の種類、位置及び区域

1 道路

道路（有効幅員六・〇〇メートル×七・四六メートル、延長七九・七〇メートル）

丸亀市津森町字菰池八三三―一三、八四〇―一四、八四一―一及び同地先農道・水路

2 排水施設

自由勾配側溝（寸法四〇〇ミリメートル×五〇〇ミリメートル、延長七二・九四メートル）

丸亀市津森町字菰池八四〇―一四の一部及び八四一―一の一部

排水管（直径二〇〇ミリメートル、延長七九・五〇メートル）

丸亀市津森町字菰池八三三―一三の一部、八三三―一三の一部、八四〇―一四の一部、

丸亀市津森町字菰池八三三―一三の一部、八三三―一三の一部、八四〇―一四の一部、

丸亀市津森町字菰池八三三―一三の一部、八三三―一三の一部、八四〇―一四の一部、

丸亀市津森町字菰池八三三―一三の一部、八三三―一三の一部、八四〇―一四の一部、

八四一一の一の一部及び同地先農道・水路  
三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

丸亀市今津町三九二一一

秋山 善太郎

丸亀市塩屋町三丁目一一〇

中山 典俊

丸亀市柞原町五八一

山本醸造有限会社 代表取締役 山本一則

議会告示

香川県議会告示第二号

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

香川県議会議長 増 田 稔

香川県議会に係る手続等における情報通信の技術の利用に関する規程  
(趣旨)

第一条 この規程は、香川県議会に係る手続等について、法令、条例、会議規則及び他の規程に特別の定めのあるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規程において使用する用語は、香川県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成十六年香川県条例第一号。以下「情報通信技術利用条例」という。)において使用する用語の例による。

2 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律(平成十二年法律第百二号)第二条第一項に規定する電子署名をいう。

二 電子証明書 次に掲げるものをいう。

イ 電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成十四年法律第百五十

三号)第三条第一項に規定する電子証明書

ロ 商業登記法(昭和三十八年法律第百二十五号)第十二条の二第一項及び第三項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書

ハ イ及びロに掲げるもののほか、申請等を行う者又は香川県議会議長(以下「議長」という。)が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成する電磁的記録であつて、イ又はロに掲げるものと同等の機能を有するものとして、議長が定めるもの(電子情報処理組織による申請等)

第三条 電子情報処理組織(情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この項及び第三項において同じ。)を使用して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、同項の規定により入力する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれを送信しなければならない。ただし、当該申請等を行った者を確認するための措置であつて議長の定めるものを講ずるとき又は県の機関が申請等を行う場合において議長が定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

3 第一項の規定により申請等を行う者は、議長が定めるところにより、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている書面等に記載すべき事項を電子情報処理組織に係る申請等をする者の使用に係る電子計算機から送信し、及び議長が指定する電子計算機に備えられたファイルに記録し、又は当該書面等を提出しなければならない。

4 会議規則の規定により同一内容の書面等を複数必要とする申請等(副本又は写しを正本と併せ必要とするものを含む。)について、第一項の規定により申請等が行われたときは、当該申請等に係る必要な数の書面等が提出されたものとみなす。

5 議長は、第一項の規定により申請等を行う者が次の各号に掲げる場合に該当するときには、当該申請等を書面等により行うときに併せて提出すべきこととされている当該各号



に掲げる書面等の提出を省略させることができる。

一 申請等を行う者に係る前条第二項第三号イに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別又は生年月日を確認するために添付を求めているもの

二 申請等を行う者に係る前条第二項第三号ロに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る登記簿の謄本又は抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地又は代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

三 申請等を行う者に係る前条第二項第三号ハに掲げる電子証明書を送信する場合 申請等を行う者に係る住民票の写しであつて、申請等を行う者の氏名、住所、性別若しくは生年月日を確認するために添付を求めているもの又は登記簿の謄本若しくは抄本であつて、申請等を行う者の名称、所在地若しくは代表者の氏名若しくは資格を確認するために添付を求めているもの

四 電気通信回線を使用して提供される登記情報（電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成十一年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する登記情報という。）の利用を議長に依頼する場合 当該登記情報に係る登記簿の謄本又は抄本

五 申請等を行う者に係る財務諸表等に記載された事項を、商法施行規則（平成十四年法務省令第二十二号）第十条に規定する電磁的方法により、当該申請等を行った日から五年を経過する日まで不特定多数の者がその提供を受けることができる状態に置く場合 当該財務諸表等

六 その他議長が定める場合 議長が定める書面等  
（電子情報処理組織による処分通知等）

第四条 議長は、電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第三条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して行われた申請等に対する処分通知等を行う場合には、当該処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を書面等により受け取れることを申し出たときを除き、これを電子情報処理組織（情報通信技術利用条例第四条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。次項及び第三項並びに第七条第二項において同じ。）を使用して行うことができる。

2 前項に規定する場合を除くほか、議長は、処分通知等を受ける者があらかじめ当該処分通知等を電子情報処理組織を使用して受け取れることを申し出たときは、これを電子情報

処理組織を使用して行うことができる。

3 議長は、前二項の規定により処分通知等を行うときは、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を電子情報処理組織に係る議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録して、処分通知等を行うものとする。

4 前項の場合において、議長は、同項に規定する事項についての情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せて同項に規定するファイルに記録するものとする。ただし、県の機関に対する処分通知等を議長の定める情報処理システムを使用して行うときは、この限りでない。

5 議長は、第三項の規定による処分通知等を受ける者が同項の規定により記録された事項をその使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することが可能になつた時から二十四時間以内に記録しないとときその他議長が必要と認めるときは、書面等により当該処分通知等を行うことができる。

（電磁的記録による縦覧等）  
第五条 議長は、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うときは、インターネットを利用する方法、香川県議会の事務局に備え置く電子計算機の映像面に当該事項を表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を備え置く方法により縦覧等を行うものとする。

（電磁的記録による作成等）  
第六条 議長は、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うときは、当該作成等に係る事項を議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）をもつて調製する方法により作成等を行うものとする。

（氏名又は名称を明らかにする措置）  
第七条 情報通信技術利用条例第三条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長の定めで定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて送信すること、若しくは第三条第二項ただし書に規定する措置を講ずること、又は県の機関が申請等を行う場合において議長の定める情報処理システムを使用して行うこととする。

2 情報通信技術利用条例第四条第四項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長の前項で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて電子情報処理組織に係る議長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録すること、又は県の機関に対して処分通知等を行う場合において議長の前項で定める情報処理システムを使用して行うこととする。

3 情報通信技術利用条例第六条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて議長の前項で定めるものは、電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を併せて記録すること、又は議長の前項で定める情報処理システムを使用して作成等を行うこととする。

(補則)

第八条 この規程に定めるもののほか、香川県議会に係る手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行うことに関し必要な事項は、議長が別に定める。

附 則

この規程は、平成十六年十二月十七日から施行する。

香川県議会告示第三号

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十六年十二月十七日

香川県議会議長 増 田 稔

香川県議会情報公開条例施行規程の一部を改正する規程

香川県議会情報公開条例施行規程(平成十二年香川県議会告示第一号)の一部を次のように改正する。

本則に次の一条を加える。

(公文書公開請求等のファクシミリ装置による提出)

第十二条 公文書公開請求書又は公文書の公開に係る意見書(以下「公文書公開請求書等」という。)は、ファクシミリ装置を利用して送信することにより提出することができる。

2 前項の規定によりファクシミリ装置を利用して公文書公開請求書等が提出されたときは、議長が受信した時に、当該公文書公開請求書等が議長に提出されたものとみなす。

平成十六年十二月十七日印刷発行

印刷発行所 香川 県 庁

(購読料月極二千五百円)

3 議長は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、提出者に対し、送信に使用した書面を提出させることができる。

附 則

この規程は、平成十六年十二月二十日から施行する。

選挙管理委員会告示

●香川県選挙管理委員会告示第四百四十一号

漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七号)第八十九条第五項の規定による選挙人名簿の確定に伴う同法第九十九条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数は、次のとおりである。

平成十六年十二月十七日

香川県選挙管理委員会委員長 竹 崎 克 彦

二、〇七七人

